

令和2年度石川町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年7月1日

1. 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために定める。

2. 調達の対象となる障がい者就労施設等

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ① 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - ② 就労移行支援事業所
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - ⑤ 地域活動支援センター
- (2) 「障害者基本法」に基づく国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 「障害者優先調達推進法」の政令に基づく事業所
 - ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
 - ② 重度障がい者多数雇用事業所
(要件)
 - ・ 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ・ 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ・ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく在宅就業障がい者、在宅就業支援団体

3. 調達方針の適用範囲

この調達方針は、町の全ての機関に適用する。

なお、物品等の調達にあたっては、下記の物品・役務の品目分類を参考とする。

種別	品目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、封筒、名刺等
	② 食料品	パン、弁当等
	③ 小物雑貨	衣服、食器類、花苗等
	④ 印刷	名刺、封筒などの印刷
	⑤ その他の物品	家具等上記以外の物品
役務	① クリーニング	クリーニング等
	② 清掃・施設管理	清掃、除草作業等
	③ 情報処理、テープ起こし	ホームページ作成、データ入力等
	④ その他の役務	仕分け、発送、梱包等上記以外の役務

4. 調達推進方法

- (1) 町は、障がい者就労施設から調達可能な物品購入及び役務提供についての情報を収集し、各課等に情報提供することで、発注可能な物品等を各課等において十分検討し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 生産能力や納期の関係で単独の障がい福祉サービス事業所では需要に応じることができない場合は、共同受注窓口を極力活用するものとする。

5. 物品等の調達の目標

物品及び役務の種別毎に、当該年度の予算の範囲内において、前年度の実績を上回るよう努めることを目標とする。（令和元年度実績 3,698千円）

6. 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後に町ホームページ等で公表するものとする。